

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）に定めるもののほか、本件の調達契約について、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告日

令和7年11月21日

2 一般競争入札に付する事項

（1）業務の名称及び数量

令和8年度離職者等再就職訓練事業委託（長期高度人材育成コース）

- ・介護福祉士養成コース（2）
- ・保育士養成コース（1）
- ・美容師養成コース（1）
- ・調理師養成コース（1）

（2）業務の内容

業務概要及び仕様書のとおり

（3）履行期間

調理師養成コース

令和8年4月1日（または、契約締結の日）から令和9年3月31日まで

上記以外のコース

令和8年4月1日（または、契約締結の日）から令和10年3月31日まで

（4）履行場所

山梨県立就業支援センターが指定する場所

（5）入札の位置づけ

本入札は、年度開始前であるため、本入札における落札の効果は、令和8年4月1日に令和8年度予算発効時において効力を生ずるものとする。

3 入札参加者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者で、山梨県の審査及び確認により入札参加資格があると認められた者とする。

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
- （3）この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- （4）県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は

- 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- （7）別添1の要件を満たすこと。
- （8）山梨県内に、本社（店）、支社（店）又は営業所を有する者であること。
- （9）過去2年間に、国及び地方自治体（公団等含む）と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これら全てを確実に履行していること。
- （10）単独事業者であること。

4 入札参加資格の確認

入札参加者は、様式1の入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（1）確認申請書の提出期間

この入札説明書の交付を受けた日から令和7年12月1日（月）午後4時まで。

（2）確認申請の手続き

確認申請書の提出は、持参又は郵送による。持参の場合は山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日を除く毎日、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時までに提出すること。郵送の場合は、郵便書留により令和7年12月1日（月）午後4時までに必着で提出すること。

（3）確認申請書の提出場所

山梨県立就業支援センター

郵便番号：400-0026

住 所：山梨県甲府市塩部四丁目5-28

電 話：055-251-3210

（4）確認申請書に次の書類等を添付すること。

ア 3の（2）を証する書類の写し（「物品等競争入札参加資格審査申請の審査結果について」通知書）また、申請中の者は、当該審査申請書の写し

イ 誓約書（様式2）

ウ 3の（7）（8）（9）を証する書類（様式3）

エ 返信用封筒（「速達」扱いとして切手を貼付し、返信先を担当部署・担当者名まで記載すること。）

（5）提出部数

1部

（6）入札参加資格の確認結果

入札参加資格確認の結果通知は、令和7年12月4日（木）までに、郵便により発送する。

(7) その他

- ① 提出期限後の申請書等の差し替え、再提出は認めない。
- ② 提出された申請書等は、県において公表及び無断使用はしない。
- ③ 提出された申請書等は、返却しない。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。

(1) 手続き

令和7年12月8日(月)午後4時までに山梨県知事あての書面(様式任意)を4の(3)の場所に持参すること。

(2) 回答

令和7年12月9日(火)までに郵便により発送する。

6 入札説明書及び仕様書に関する質問書の受付、回答書の送付

(1) 質問の受付

質問事項がある場合は、質問内容を簡潔にまとめ、質問書(様式4)に記入の上、令和7年12月9日(水)正午までに、持参、郵送又は電子メール(ファイル添付)にて、下記の提出先に提出すること。

また、電子メールで提出する場合は、件名を「令和8年度離職者等再就職訓練事業委託(〇〇〇コース)に関する質問」とし、送信後、下記の連絡先に到着を確認すること。

<提出先>

山梨県立就業支援センター

郵便番号：400-0026

住 所：山梨県甲府市塩部四丁目5-28

メールアドレス：shugyo@pref.yamanashi.lg.jp

<連絡先>

電 話：055-251-3210(就業支援センター)

(2) 質問に対する回答書の送付

令和7年12月10日(水)までに、山梨県立就業支援センターから参加事業者へ回答書をメールで送付する。

7 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年12月12日(金)午後2時から
- (2) 場 所 山梨県立就業支援センター 2階 第1研修室
- (3) その他 郵便による入札は、受け付けない。

8 入札及び開札の立ち会い

入札及び開札の立ち会いについては、代表者又はその代理人をもって行う。

なお、代理人が入札及び開札に立ち会う場合においては、入札者の委任状(様式5)を提

出すること。

9 入札方法等

- (1) 入札参加者は、入札説明書、仕様書及び質問に対する回答を熟知の上、入札しなければならない。入札後、入札公告、契約書、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加に際しては、4の(6)の入札参加資格確認通知書(写しでも可)を持参すること。
- (3) 代表者が出席する場合は、代表者の印鑑を持参すること。また、代理人が出席する場合は、委任状(様式5)と当日出席する者の印鑑を持参すること。(委任状の受任者の印と当日出席し入札に参加する者の印が同じであること。)
- (4) 入札金額は、委託業務のうち訓練実施に係る訓練生1人あたりの月額経費とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、委託業務のうち訓練実施に係る訓練生1人あたりの月額経費については、委託訓練実施要領の規定されている額の範囲内とする。
- (5) 入札書(様式6)は、上記(4)の入札金額のほか、次の各号に掲げる事項を記載し提出すること。
 - ア 入札書の日付け
 - イ 代表者が入札する場合は、その住所及び氏名(法人の場合は、その所在地、商号又は名称及び代表者の氏名)、並びに押印。代理人が入札する場合には、代表者の住所及び氏名(法人の場合は、その所在地、商号又は名称及び代表者の氏名)、並びに当該代理人の氏名及び押印
- (6) 入札書の記載内容を訂正したときは、当該訂正箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額を訂正した入札書は無効となる。
- (7) 代表者又はその代理人は、その提出した入札書の引替え、変更、取り消しをすることができない。
- (8) 入札回数は2回を限度とし、落札者がいないときは最低価格の入札者と協議を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項8号の規定により随意契約によることができるものとする。その際は、見積書(様式7)に記載して協議するものとする。

10 入札の無効条件

次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札時刻に間に合わなかったとき
- (3) 指定の日時までに入札書が提出されないとき
- (4) 同一の入札に他の入札参加者の代理人を兼ねた場合、又は2人以上の代理人とし

て行われた入札

- (5) 入札書の記載に不備のある場合
- (6) 入札参加者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札
- (7) その他入札条件に違反した者の入札

1 1 落札者の決定

- (1) 規則第 1 2 7 条第 1 項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の範囲内での価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、1 回目の入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することはできない。
- (4) 再度入札に付して落札者がいないときは、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき随意契約によることができるものとする。
- (5) 落札者が別に指定する期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

1 2 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 契約を締結しようとする者は、規則第 1 0 9 条に規定する契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第 1 0 9 条の 2 の規定に該当する者は、これを免除する。
- (3) 規則第 1 2 0 条に該当する場合は、違約金を徴収する。

1 3 契約に関する事項

- (1) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保管する。
- (2) 契約は、山梨県立就業支援センター長と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

1 4 その他

- (1) 落札者が契約締結までの間に「3 入札参加者に必要な資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件調達の担当

山梨県立就業支援センター

郵便番号：4 0 0 - 0 0 2 6

住 所：山梨県甲府市塩部四丁目 5 - 2 8

電 話：0 5 5 - 2 5 1 - 3 2 1 0

別添 1

1. 文部科学大臣が職業実践専門課程として認定した養成課程であること。あるいは、厚生労働大臣又は山梨県知事が指定する養成施設であること。
2. 山梨県内に教育訓練施設を有し、2年間の養成課程を実施していること。
3. 受託しようとする訓練の目的・目標、カリキュラム内容、訓練時間、訓練場所等が、求職者の職業能力の開発及び向上に資するものであって、真に就職に必要な訓練と認められるものであること。
4. 受託しようとするカリキュラム内容と同程度の訓練等を1年以上実施しており、入校実績・修了実績を有するものであること。なお、同程度の訓練等とは訓練期間までは拘束せず訓練内容とし、また1年以上とは、申請日より1年以上前から同程度の訓練を開始し、引き続き行っていることとする。
5. 訓練を適切に管理・運営できる組織・人員を備えており、訓練全般に係る統括責任者、就職支援責任者及び事務担当者が配置されていること。
6. 仕様書に定める定員の訓練生が訓練を受けるに十分な施設、設備及び備品等が整備されていること。
7. 訓練を指導する者は、次に該当する者で、担当する科目の指導経験を1年以上有する者であること。職業訓練指導員免許を有する者又は学歴、実務経験等の要件に適合するなど、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者としてすること。なお、学歴、実務経験等の要件に適合するとは職業能力開発促進法第30条の2第2項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者（担当する科目の訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者、又は、学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等職業訓練の適切な指導が可能な者を含む。）であること。訓練を指導する者の配置は、訓練内容が実技のものにあつては15人に1人以上、学科のものにあつては概ね30人に1人以上の配置をすること。
8. 過去5年間以内に委託訓練実施要領に規定されている不正行為（他の要領に基づく委託訓練や求職者支援訓練において不正行為があつた場合も含む。）に係る処分がないこと。また、公共職業訓練の受託機関として適性を欠くような事業主体でないこと。
9. 個人情報の取り扱いについて十分な注意を払い、受託事業コースで知り得た個人情報を、他の業務に利用しないこと。
10. 山梨県物品等競争入札参加資格又は学校教育法の規定により山梨県教育委員会の認可を受けた専修学校等であること。